

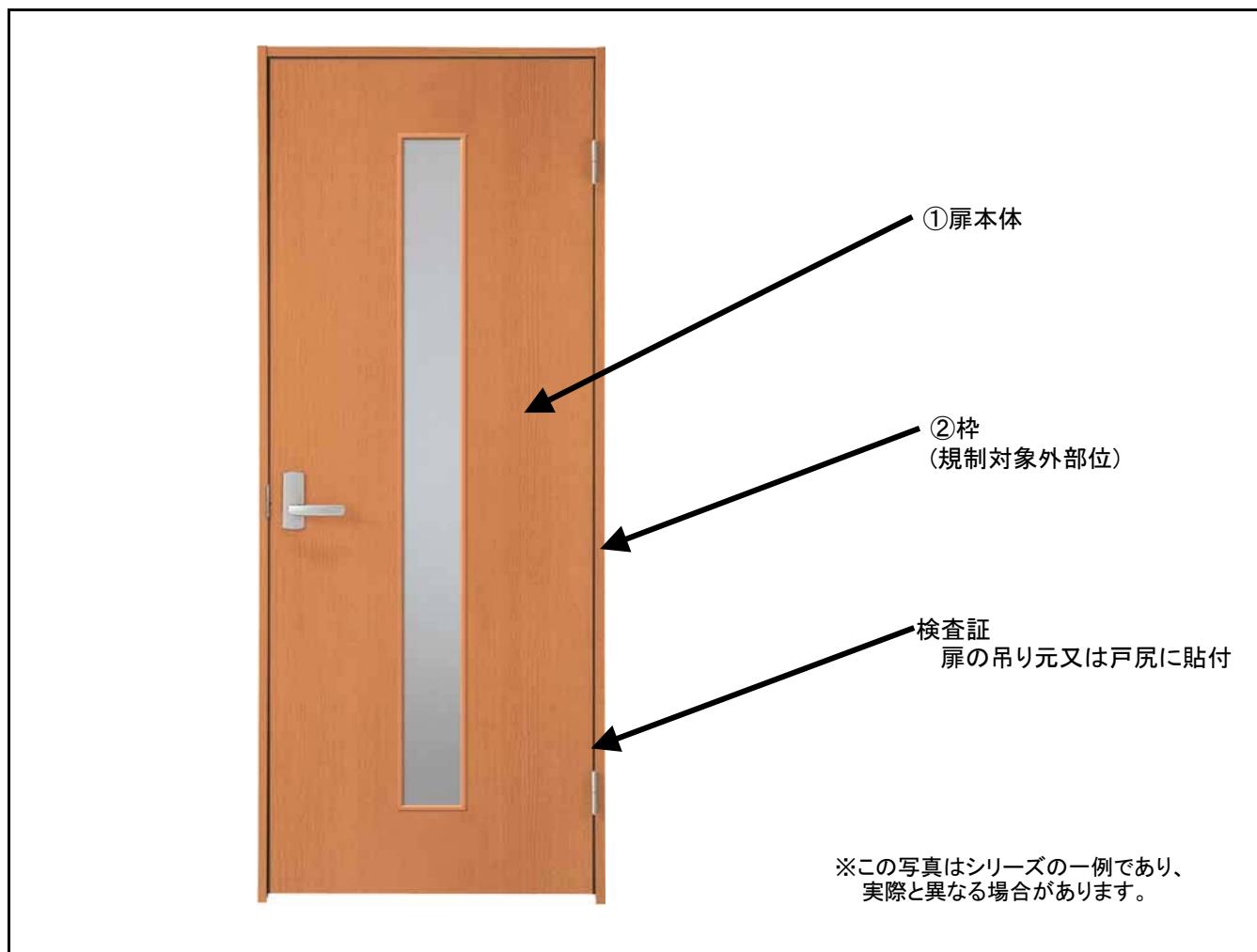
パナソニック株式会社  
ホルムアルデヒド発散区分・認定番号一覧表

2016年4月1日  
内装

商品区分	内装ドア
商品シリーズ名	インテリア APシリーズ
建築材料区分	ユニット製品
ホルムアルデヒド発散等級区分	内装仕上げ部分 F☆☆☆☆
ロット番号／製造年月日等	本体および梱包に表示

この表記は、住宅部品表示ガイドラインによるものです。

※木質材は4VOC基準適合



構成部位	発散建築材料	発散等級区分	認定の種類	認定番号
①扉本体	MDF	F☆☆☆☆	JIS認定	TC0307459、TC0708013 TCMY07001、ATNZ11001 ATNZ08001、ATNZ08002 KSKR11030
②枠(規制対象外部位)	MDF+合板	F☆☆☆☆	大臣認定	MFN-1931、MFN-0212
③額縁他	MDF他	F☆☆☆☆		規制対象外部位

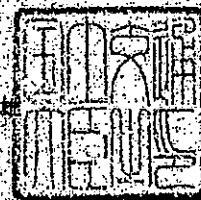
- ※1. この表記は(社)日本建材・住宅設備産業協会、(社)リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会が制定した「住宅部品VOC表示ガイドライン」に基づき、木質材料が4VOC放散基準に適合している事を示すものです。
- ※2. 商品構成により、上記に記載したホルムアルデヒド発散建築材料の一部しか使用しない場合があります。
- ※3. 4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。
- ※4. 認定書には当社管理上の記載を付しております。
- ※5. ロット番号/製造年月日は、本体および梱包に表示しています。
- ※6. お問い合わせ先:お客様ご相談センター(電話番号:0120-878-365)

## 認定書

国住指第1172号  
平成17年9月5日

松下電工株式会社  
代表取締役 畑中 浩一 様

国土交通大臣 北側



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項(規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料:☆☆☆☆☆)の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号  
MFN-1931
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
ミディアムデンシティファイバーボード
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

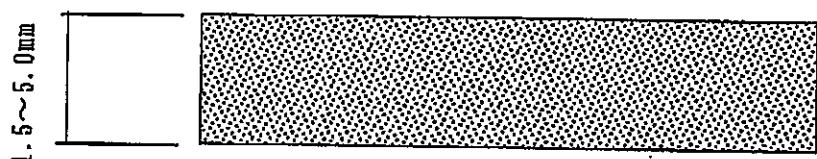


図1 断面図

別添

1. 申請建築材料名

ミディアムデンシティファイバーボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
幅 (mm)	900~1,500 ±5
長さ (mm)	300~3,100 ±5
厚さ (mm)	1.5~5.0 ±0.5
密度 (kg/m <sup>3</sup> )	600~1,000 ±100

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等										
基材	<p>材質：ミディアムデンシティファイバーボードの両面にホルムアルデヒド低減化処理剤を塗布したもの。</p> <p>材料構成及び組成（質量%）：</p> <table> <tr> <td>ケナフ繊維</td> <td>80.0 ±5.0%</td> </tr> <tr> <td>フェノール樹脂系接着剤</td> <td>20.0 ±5.0%</td> </tr> </table> <p>フェノール樹脂系接着剤の組成（質量%）：</p> <table> <tr> <td>フェノール樹脂</td> <td>50.0 ±5.0</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.45 ±0.35</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td>49.55 ±5.0</td> </tr> </table> <p>接着剤硬化後の固形残留量に水は含まれない。</p> <p>ホルムアルデヒド低減化処理剤：</p> <p>ヒドラジド化合物</p> <p>成分量（質量%）：ホルムアルヒドキャッチャー剤 11 ±3% (内アジビン酸ジヒドラジド 5 ±1%) 水 89 ±3%</p> <p>塗布量(g/m<sup>2</sup>)：11 以上（片面）</p> <p>塗布面：両面塗布</p>	ケナフ繊維	80.0 ±5.0%	フェノール樹脂系接着剤	20.0 ±5.0%	フェノール樹脂	50.0 ±5.0	ホルムアルデヒド	0.45 ±0.35	水	49.55 ±5.0
ケナフ繊維	80.0 ±5.0%										
フェノール樹脂系接着剤	20.0 ±5.0%										
フェノール樹脂	50.0 ±5.0										
ホルムアルデヒド	0.45 ±0.35										
水	49.55 ±5.0										



2012年1月1日  
パナソニック(株)  
N S . J B  
M F N - 0 2 1 2

## 認定書

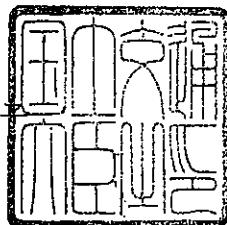
国住指第679号

平成15年6月20日

松澤功藝株式会社

代表取締役社長 和田 宏 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

### 記

#### 1. 認定番号

MFN - 0212

#### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面MDF張／酢酸ビニル系エマルション接着剤塗／合板

#### 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

2012年1月1日  
パナソニック(株)  
N.S.J.B  
M F N - 0 2 1 2

(別添)

1. 材料名

両面MD F張／酢酸ビニル系樹脂エマルション接着剤塗／合板

2. 形状及び寸法等

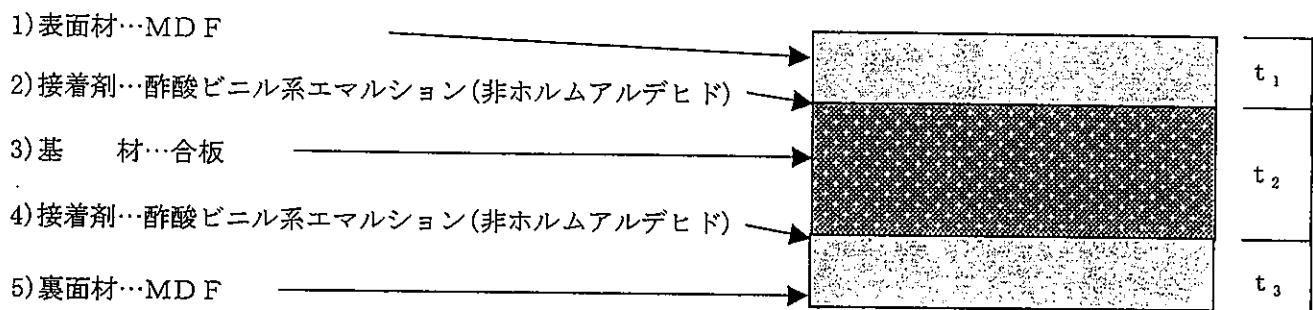
項目	申請材料
形状	平板
表面の形状	平滑
厚さ	24 +0, -0.3 mm
質量	14694 +0, -263g/m <sup>2</sup>

3. 材料構成

項目	申請材料
表面材	<p>MD F</p> <p>a. 厚さ 6mm</p> <p>b. 質量 4200 +0, -75g/m<sup>2</sup></p> <p>c. 規格 以下のいずれかとする</p> <p>(1) JIS A 5905-1994 (E<sub>0</sub> : ただし、ホルムアルデヒドの放散量が 0.3mg/L 以下であること)</p> <p>(2) JIS A 5905-2003 (F☆☆☆☆)</p>
接着剤	<p>酢酸ビニル系エマルション(非ホルムアルデヒド系)</p> <p>質量(固) 147 +0, -3g/m<sup>2</sup></p>
基材	<p>合板</p> <p>a. 厚さ 12mm</p> <p>b. 質量 6000 +0, -107g/m<sup>2</sup></p> <p>c. 規格 以下のいずれかとする</p> <p>(1) 旧 JAS Fc0</p> <p>(2) JAS F☆☆☆☆</p>
接着剤	<p>酢酸ビニル系エマルション(非ホルムアルデヒド系)</p> <p>質量(固) 147 +0, -3g/m<sup>2</sup></p>
裏面材	<p>MD F</p> <p>a. 厚さ 6mm</p> <p>b. 質量 4200 +0, -75g/m<sup>2</sup></p> <p>c. 規格 以下のいずれかとする</p> <p>(1) JIS A 5905-1994 (E<sub>0</sub> : ただし、ホルムアルデヒドの放散量が 0.3mg/L 以下であること)</p> <p>(3) JIS A 5905-2003 (F☆☆☆☆)</p>

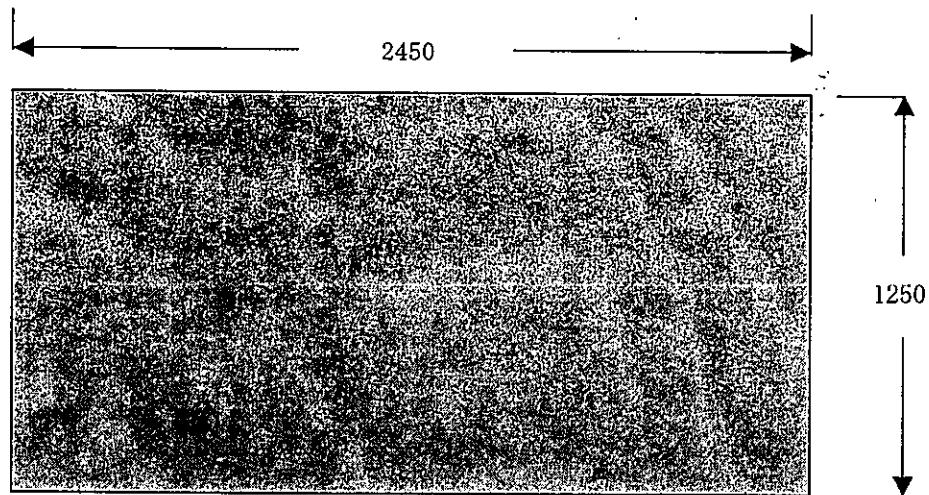
(別添-1)

#### 4. 構造説明図



$t_1$	6mm
$t_2$	12mm
$t_3$	6mm

4.1 平面図(寸法単位:mm)



#### 5. 注意事項

特になし。